

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、令和7年度茨城町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

茨城町長 小林 宣 夫

令和7年度茨城町一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理計画区域
茨城町全域
- 2 処理計画人口
30,319人（令和7年4月1日現在）
- 3 計画実施期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

(1) ごみの発生量及び処理量の見込

単位：t／年

区分	家庭系		事業系		計	
	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
燃やすごみ	6,420	6,585	1,668	1,543	8,088	8,128
カン・金属類	193	203	13	15	206	218
粗大ごみ	65	71	15	17	80	88
ビン	148	169	16	16	164	185
ガラス・陶磁器類	68	88	2	2	70	90
蛍光灯・電池類	9	11	0	0	9	11
古紙・古布類	214	235	351	339	565	574
ペットボトル	37	40	24	22	61	62
草木類	43	49	11	14	54	63
集団回収	2	1	0	0	2	1
合 計	7,199	7,452	2,100	1,968	9,299	9,420

(2) し尿の発生量及び処理量の見込

単位：kl／年

区 分	令和7年度	令和6年度
生 し 尿	1,512	1,628
浄 化 槽 汚 泥	8,491	8,252
農 集 汚 泥	1,271	1,284
合 計	11,274	11,164

5 一般廃棄物の抑制のための方策に関する事項

(1) 行政の取り組み

ア. 教育、啓発活動

①教育、啓発活動の充実

- ・学校における環境学習
小・中学校での環境学習の教材等を作成し、ごみ発生抑制・資源化の啓発を行う。
- ・学習機会の創設
クリーンセンターの施設見学会、ひぬま環境フォーラム等の講演会を継続する。
- ・野外焼却（野焼き）禁止の周知
消防本部と連携し、野外焼却の防止対策を継続する。

②ごみ減量化等に関する町民イベントの支援

- ・いばらきまつり等のイベントにおいて、リサイクルコーナーの設置を検討する。

③資源回収の情報提供

- ・資源物の店頭回収等、民間事業者による資源回収活動等の把握に努め、町民に周知・利用促進する。

④情報公開

- ・ごみの排出量や資源化率等、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出抑制について町民の意識向上を図る。

⑤地域における活動の活性化

- ・本町の各種団体の活動の中心となる地域リーダー、町民グループおよびNPOの育成、支援を行う。また、マイバックや買い物かごの利用促進に努める。

イ. 発生抑制・資源化

①事業者の発生抑制・資源化

- ・事業所等を訪問し、啓発用パンフレットの配布、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進する。

②飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

- ・大型スーパー等既に実施されている事業所との連携を図るとともに、さらに店頭回収を行う事業所等の拡大に向けて推進を図る。

③生ごみ等の削減

- ・コンポスト設置補助に係る調査・研究の実施を検討する。
- ・NPO法人フードバンク茨城が実施するきずなBOXの活用を推進し、食品ロスの削減を図る。
- ・家庭での生ごみの水切り徹底、堆肥化を推進する。

④農業系プラスチック等の回収・有効活用

- ・町民及び事業者に対して農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進する。

⑤剪定枝等の資源化

- ・中間処理施設に直接搬入される草木類をリサイクルすることにより、資源化率を向上させる。

⑥美化活動の推進

- ・町内一斉ごみ拾いやクリーンアップひぬまネットワーク、茨城町美化ボランティアなど環境保全団体等が実施するごみ拾いや草刈りなど美化活動を推進する。

⑦集団回収による資源回収の推進

- ・可燃ごみ中に含まれている紙パックと古布を集団回収品目に追加することで資源化率向上につなげる。

⑧小型家電の回収

- ・小型家電リサイクル法に基づき、家庭及び事業所から排出される小型家電を積極的に回収する。

⑨廃食用油の回収

- ・家庭から排出される廃食用油を回収し、SAF 等への資源化を推進する。

(2) 住民の取り組み

ア. 資源ごみ分別収集の推進

- ・町が行う資源ごみ分別収集に積極的に協力し、資源ごみの資源化率向上に努める。

イ. 生ごみの堆肥化

- ・生ごみの堆肥化により可燃ごみ中に含まれる生ごみの減量化を図る。

ウ. 過剰包装の抑制

- ・マイバックなどを積極的に使用し、可燃ごみ中の紙袋、包装紙、レジ袋の減量化を図る。

エ. 再利用可能な商品の購入促進

- ・使い捨て商品の購入を控え、再利用可能な商品を選択する。

(3) 事業者の取り組み

ア. 過剰包装の抑制

- ・再生利用できる包装材を採用し、回収・資源化ルートを構築して包装廃棄物の発生抑制を推進する。

イ. 流通包装廃棄物の抑制

- ・包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通する包装廃棄物の発生抑制を推進する。

ウ. 使い捨て容器の抑制

- ・使い捨て容器の採用を抑制し、再利用可能な容器の採用を推進する。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 町が委託して収集するごみ（家庭系ごみ）

ア. 燃やすごみ

イ. カン・金属類

ウ. 無色ビン

エ. 茶色ビン

オ. その他ビン

カ. 古紙類（新聞、チラシ、雑誌、ダンボール）

キ. 古布類

ク. ペットボトル

ケ. ガラス・陶磁器類

コ. 有害ごみ

サ. 粗大ごみ

(2) 町の処理施設へ自ら搬入する又は町が許可する業者に依頼して収集するごみ

ア. 事業系ごみ

イ. し尿及び浄化槽汚泥

ウ. 動物の死体

エ. 粗大ごみ

オ. 引越しなどで一時的に出る多量の家庭ごみ

(3) 特定家庭用機器

特定家庭用機器商品化法（平成10年法律第97号）第17条に基づき、小売業者若しくは収集運搬許可業者又は排出者自らが製造者の指定引取場所まで搬入し、製造者が再商品化を行う。

ア. テレビ

イ. エアコン

ウ. 洗濯機・衣類用乾燥機

エ. 冷蔵庫・冷凍庫

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬計画

①町の委託する収集運搬方法

種類	収集方法	町内全域
燃やすごみ	ステーション	週2回
カン・金属類		月2回及び3回
ビン類 (無色、茶色、その他)		各色隔月1回
古紙類		月2回
古布類		月2回及び3回
ペットボトル		月2回
ガラス・陶磁器類		隔月1回
有害ごみ		月2回及び3回
粗大ごみ		月2回及び3回

②収集運搬を委託する業者

区 域	業 者 の 名 称	種 類	所 在 地
町内全域	有限会社茨城クリーンサービス	一般ごみ	東茨城郡茨城町長岡2947-1

③自己搬入又は町が許可する業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、町が指定する場所に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

④収集運搬を許可している業者

事業者の名称	所在地
株式会社リーテム	東茨城郡茨城町長岡 3 5 2 0
勝田環境株式会社	ひたちなか市津田 2 5 5 4 - 2
株式会社ニッカン	日立市滑川本町 5 - 1 4 - 4
株式会社結南クリーンセンター	結城市結城 7 1 8 8
北関東通商株式会社	水戸市東前 3 - 2 3 4
株式会社茨交サービス	水戸市千波町 1 9 4 8
有限会社すいめい	ひたちなか市戸平磯遠原町 3 6 - 2
アミックス株式会社	ひたちなか市津田東 2 - 6 - 1 2
株式会社ノーブルエコ	東茨城郡茨城町前田 1 6 7 7 - 8 5
株式会社茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉渕町 1 - 5
安藤商事	東茨城郡城里町石塚 9 3 1 - 6
小松崎運輸有限会社	石岡市柿岡 2 6 4 4 - 1
有限会社茨城クリーンサービス	東茨城郡茨城町長岡 2 9 4 7 - 1
有限会社川上産業（営業区域指定）	東茨城郡大洗町五反田 1 1 - 1
株式会社白梅商事	水戸市河和田町字西中曾根 3 9 5 6 - 4
丸善エコアース有限会社	行方市羽生 6 7 3 - 2
株式会社クリアイバラキ	水戸市平須町 1 - 1 1 4
株式会社クリーン・エクスプレス	水戸市梅香 1 - 5 - 2 4
株式会社大栄クリーン	東茨城郡茨城町城之内 6 8 4 - 9
小川運輸有限会社	小美玉市中延 1 5 1 1 - 4

（２）し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

自ら処分できないものについては、町長の指示する場所に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

①運搬を許可している業者

事業者の名称	所在地
有限会社茨城友清	水戸市鯉渕町 2 9 1 1 - 1
株式会社協同企業	小美玉市西郷地 8 9 6 - 4
株式会社茨城環境サービス	東茨城郡茨城町小幡 2 9 5 2 - 1 3
株式会社山本清掃社	東茨城郡茨城町奥谷 1 9 3 9 - 1

(3) 中間処理計画

①町の処理施設

区域	種 類	施設の名称
町内全域	燃やすごみ	霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい 小美玉市高崎 1 8 2 4 - 2
	カン・金属類	
	ビン類（無色、茶色、その他）	
	古紙類	
	古布類	
	ペットボトル	
	ガラス・陶磁器類	
	有害ごみ	
	粗大ごみ	
	し尿	茨城地方広域環境事務組合 東茨城郡茨城町馬渡 2 4 4
	浄化槽汚泥	

②特定家庭用機器

特定家庭用機器商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号）第 1 7 条に基づき、小売業者若しくは収集運搬許可業者又は排出者自らが製造者の指定引取場所まで搬入し、製造者が再商品化を行う。

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ焼却処理施設

名 称	霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい
所在地	小美玉市高崎 1824-2
処理形式	全連続式焼却炉（ストーカー炉）
処理能力	215 t / 24 時間（107.5 t × 2 基）
竣工年月	令和 3 年 3 月

(2) 不燃物処理施設

名 称	霞台厚生施設組合リサイクルセンター
所在地	小美玉市高崎 1824-2
処理形式	高速回転式破砕機及び圧縮梱包
処理能力	22 t / 5 時間
竣工年月	令和 3 年 3 月

(3) 資源ごみ保管施設

名 称	霞台厚生施設組合ストックヤード
所在地	小美玉市高崎 1824-2
構 造	鉄筋コンクリート造（屋根付）
処理能力	1,950 m ²
竣工年月	平成9年3月

(4) 中継センター

名 称	霞台厚生施設組合中継センター
所在地	小美玉市堅倉 1725-2
構 造	鉄筋コンクリート造（屋根付）
処理能力	972 m ²
竣工年月	昭和61年3月

(5) 焼却灰・不燃残渣等

	焼却残渣	不燃残渣
委託業者	1) 中央電気工業(株) 鹿島工場 2) ツネイシカムテックス(株) 3) メルテックいわき(株)	1) 向洋産業(株) 2) (株)ウィズウェイストジャパン
所在地	1) 茨城県鹿嶋市 2) 埼玉県寄居町 3) 福島県いわき市	1) 茨城県北茨城市 2) 埼玉県さいたま市
処分及び 搬出量	1) 4,000t *溶融処理 2) 2,000t *焼成処理 3) 300t *溶融処理	1) 230 t 2) 50 t

(6) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名称	茨城地方広域環境事務組合
所在地	東茨城郡茨城町馬渡 244
処理形式	標準脱窒素処理+湿式酸化処理+高度処理
処理能力	152 kℓ／日（し尿 106 kℓ／日・浄化槽汚泥 46 kℓ／日）
竣工年度	平成5年

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に基づき、家電小売店に引取を依頼する又は収集運搬許可業者若しくは排出者自らが製造者の指定引取場所まで搬入すること。

(2) パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカー等に回収を依頼すること。

(3) 特別管理一般廃棄物（PCBを使用した部品、感染性一般廃棄物など）

他の廃棄物と混合するおそれのないように、排出者の責任において適正に処分すること。

(4) その他、町の処理施設で処理できないごみ

販売店、製造業者又は専門業者に引き取りを依頼すること。

①大型ごみ

大型木材、大型鉄骨、サイディング、ピアノ、ボート、浴槽、ボイラー、大型給湯器、太陽熱温水器、自動車のバンパーなど

②重量物

耐火金庫、自動車やバイクのエンジンなど

③危険物

除草剤、殺虫剤、殺菌剤、薬品、アルコール、ガソリン、シンナー、軽油、灯油、機械油、塗料など

④建築廃材

外壁ボード、断熱材、瓦、レンガ、がれき、石材、土砂など

⑤その他

農業用資材、ワイヤーロープなど